

令和8年度第1回熊本県外国人材との共生推進本部会議 議事概要

日時：令和8年（2026年）6月25日（木）10時45分～11時45分

場所：知事応接室

1 開会

【司会】

ただいまより、令和8年度第1回熊本県外国人材との共生推進本部会議を開催いたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。出席者名をご覧ください。本日、竹内副知事は所用によりご欠席です。また、商工労働部からは篠田総括審議員に御出席いただいています。

また、本日は小林国際政策相談役にご参加いただいております。後ほど御紹介させていただきます。

開催にあたり、推進本部の本部長である木村知事からご挨拶をお願いいたします。

2 挨拶

【木村 知事】

今年度、第1回の「熊本県外国人材との共生推進本部会議」の開催に当たり、本部長として御挨拶を申し上げます。

近年、県内様々な産業や地域において、多くの外国から来られた方々が貴重な人材として活躍しており、その数は年々増加しています。こうした状況を踏まえ、一昨年9月に、「多文化共生の推進」と「外国人材の受入れ環境整備」を進めていくため、この外国人材との共生推進本部を立ち上げました。

これまで、課題や取組事例の共有・横展開を図り、連携して取組みを磨き上げ、昨年度は県の取組みの方向性をまとめたアクションプランを策定するなど、関係者が同じ方向を向いて歩んでいくための基盤づくりをしてきたところです。

3年目を迎える今年は、これまでの取組みを確実に成果へとつなげ、発展させていく時期だと考えております。

本日は「誰もが安全・安心に暮らせる共生社会の実現」と「人材育成に係る受入れ環境の整備」について、議論を深めたいと思っております。

皆さんも、県議会での議論や県民の皆様との意見交換を通じて感じていると思いますが、労働力確保のみを目的とした外国人材の受入れは、外国人の方々にも、受入れる私たちにも不満が生じ、双方にとっていいことにはならないというのが私の実感です。

このため、熊本県は、いわゆる移民政策を取ることはありません。熊本県に来ていただく外国人材の方々には、熊本県で活躍していただくことはもとより、母国に帰国した後も産業人材としてしっかりと活躍し、熊本と母国双方の発展や友好関係の構築に資する人材育成を行う、その体制整備が今まさに熊本に求められており、全国のモデルケースとなるような仕組みづくりを進めていきたいと考えています。

こうした観点も踏まえ、各部局における取組みの方向性について、本日意見を伺いながら、今後の進め方を議論させていただければと考えています。

また、本日は、オブザーバーというよりも、主役メンバーとなっておりますが、小林国際政策相談役にもご参加いただいております。小林相談役には、官民連携で多文化共生の取組みを進める「KUMAMOTO KURASU（くまもとくらす）」の活動状況や、現場の課題等を御紹介いただきます。

熊本県としては、こうした現場の実情をしっかりと県の施策に反映して、より効果的で、県民の皆様と県内で働く外国人の方々の双方に喜ばれるような政策を展開していきたいと思っております。

今日も忌憚ない議論をよろしくお願いいたします。

3 報告事項

【司会】

それでは、次第の「3 報告事項」に入ります。まず、「(1) 最新の県内在留外国人のデータについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3ページをご覧ください。「県内の在留外国人に関する基礎データ」です。

法務省の最新の統計によりますと、令和7年12月末時点の県内の在留外国人数は、3万2千372人と、1年前から2千987人、約10.2%増加しております。これは、全国19位の伸び率で、中でも、インドネシア、ミャンマー、ネパールが大きく増加しています。

資料4ページをお願いします。在留資格別のグラフを掲載しています。技能実習や特定技能が過半数を超えていることがお分かりいただけると思います。

資料5ページをお願いします。ここからは、厚生労働省及び熊本労働局が発表した外国人労働者に関するデータです。令和7年10月末時点の外国人労働者数は2万4千76人と、1年前から2千639人、12.3%増加し、こちらも全国19位の増加率となっております。

資料7ページまでは、外国人労働者数、国籍、在留資格を記載しておりますが、先ほど御説明した県内在留外国人のデータと同様の傾向を示しておりますので、説明は割愛いたします。

資料8ページをお願いします。本県の外国人労働者の産業別の割合を示していますが、「製造業」の次に多いのが「農業、林業」で、全国で最も高い割合が継続しています。

資料9ページをお願いします。地域別、正確には公共職業安定所管轄別のデータを掲載しています。八代地域では農業、菊池地域では製造業、熊本地域では卸売業・小売業、阿蘇地域では宿泊・飲食サービス業と、地域によって労働者の割合が異なっていることが分かり、この傾向は昨年度と同様です。

資料10ページ、11ページは、令和9年4月1日に施行予定の育成就労制度についての御紹介になります。昨年度の本会議でも御説明しましたが、一部の構成メンバーが交代しておりますので、簡単に御説明申し上げます。

資料の11ページに新制度のポイントを掲載しています。同制度は、3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、人材不足分野における人材確保を目的とするものです。特に本県に影響が及ぶと考えられるのが、(3)の転籍のあり方です。

従来の技能実習制度では原則認められていなかった「本人意向による転籍」が一定条件の下で認められることとなります。地方の優良機関には受入れ枠の拡大などの配慮措置はありますが、賃金水準の高い大都市圏への人材流出が懸念されます。

最後に、資料の12ページをお願いします。これは、技能実習から特定技能1号へ移行した際の転出超過数を示したものです。令和7年6月末時点で本県は全国ワースト5位となっており、今後も外国人材の地域定着に関する取組みがますます重要になると考えております。

【司会】

続きまして、「(2)令和7年度の取組実績と令和8年度の取組の最新状況について」の報告に移ります。まずは、各部からの御説明の前に、資料の14ページについて事務局から説明します。

【事務局】

資料14ページには、令和6年度の第1回の会議で整理した「外国人材との共生推進に係る『現状・課題・背景』」を分類したものを、お付けしております。

左側の青色部分が「多文化共生推進」、右側の緑色部分が「外国人材受入」に関するものです。丸囲み、括弧の番号は、15ページ以降の各部局の取組資料の上段「現状・課題・背景」の欄の番号及び中段・下段の取組みの番号と紐づけておりますので、併せて御確認ください。

【司会】

続きまして、資料15ページから各部の説明資料となりますので、知事公室長から建制順に説明をお願いします。

【府高 知事公室長】

資料の15ページをご覧ください。

知事公室では、多文化共生の推進に向け、主に①行政手続、②救急・医療、③防災・防犯、⑤言語・文化に関する課題への対応を行っています。

中段の「令和7年度の実績」です。昨年度は、新たにSNS等を活用した多言語での県政情報の発信や、県の広報紙「県からのたより」において、県内で活躍する外国人を特集し、県民の理解促進を図っております。

防災啓発や救急対応の分野では、対応言語や対応機関を拡大し、多言語対応を強化しています。

次に、多文化共生の推進のため、行政サービスの向上を目的とした「行政職員向けのやさしい日本語講座」の開催や、市町村の多文化共生の取組みを後押しするため、県からモデル地域として選定した3市町へコーディネーターの派遣を行い、課題解決に向けた伴走型支援を開始しております。

海外戦略推進・外国人材受入れ環境整備事業として、商工労働部と連携し、海外の要人と人材育成をテーマとした意見交換を行うなどのトップセールスも実施しております。

続いて下段の「令和8年度の新規事業」です。

まず、日本語教育による多文化共生の推進にしっかり取り組んで参ります。居住地域や環境を問わず、希望者が日本語学習の場にアクセスできるよう、地域日本語教育コーディネーターを配置し、市町村や関係機関と連携して日本語教育人材の育成をしっかりと進めて参ります。

また、「多文化共生推進員を配置」し、外国人住民に対する生活ルール・マナーの周知、日本語習得の支援、相談対応を行います。

今説明した取組みを通じて、日本人の住民と外国人の住民の方々がともに安心して生活できる多文化共生社会の実現を目指して参ります。

【下山 総務部長】

続きまして、資料16ページをお願いします。

総務部は、主に私学を所管する部として、その取組みを中心に御説明をさせていただきます。

まず、国際教育支援事業につきましては、TSMC進出に伴う外国籍児童・生徒の教育環

境整備を行う私立教育機関の2校に対して、令和5年度に支援を開始し、受入れ環境整備を完了した令和7年度で事業を終了しております。

この事業では、外国籍駐在員の多くが子どもの入学先として希望するインターナショナルスクールに対する教員の人件費の補助でありますとか、備品整備などの環境整備に係る経費の一部を補助して参りました。

2校では、事業を開始した令和5年度末から令和8年4月までに、外国籍児童・生徒が20人、日本人児童・生徒も71人増加し、多文化共生社会にふさわしいグローバルな教育環境整備が進んでいるものと認識しております。

なお、私立のインターナショナルスクールでは、特別な取組が必要となりますので、経済的な負担が大きいことから、新たな補助制度を国にも要望しているところでございます。

教育改革推進補助事業は、外国人生徒の受入れ環境整備に係る経費として、構内のサインの設置や通訳またはサポート人材などを配置する私立学校に対しまして支援を行うものでございます。

令和7年度はサポート人材を配置した3校に支援を行いまして、令和8年度以降も同様の支援を継続したいと考えております。

資料下段ですが、令和8年度の新たな取組みである「国際交流・留学プログラム構築推進事業」は、同じく外国人留学生の受入れ環境整備に取り組む私立学校に対する支援となります。

本事業は、留学生支援にとどまらず、日本人高校生の多言語教育や交流活動等の取組みも対象にしております。今年度は、これらを一体的に取り組む学校に対して、取組みに要する費用の支援を行いたいと考えております。

こういった取組みを通じて、私立学校の教育、県立高校とも連携して、外国人材の育成のみならず、日本人の教育の向上、人材の育成の向上にも取り組んで参りたいと考えております。

【牧野 企画振興部首席審議員兼企画課長】

資料17ページをお願いします。

まず、令和7年度の実績です。左側、留学生支援の取組みということで御紹介します。

県内の大学等で構成されております大学コンソーシアム熊本における留学生支援の取組みに対して補助を行っております、その内容を記載しております。

留学生のためのワンストップ窓口では、住居への入居や行政書類の取り扱いに関する相談対応など、留学生の皆様が安心して学生生活を送るためのサポートを行っています。

また、県内留学生と日本人学生の交流促進イベントが8件開催され、延べ172名の留学生が参加しました。熊本の自然、文化を感じながら学生同士が交流する機会を提供することで、留学生の孤立の防止を図っているところです。

また、右側ですが、行政デジタル化推進事業ということで、行政サービス提供時の多言語対応の切り口で御紹介をさせていただいております。デジタル技術を活用した住民サービスの向上や業務効率化に取り組む10の自治体に対しまして、民間デジタル人材を活用した伴走支援を行っております。

その結果として、一部の自治体において、在留カードなどの読み取りにより書類への記入が省略できる「書かない窓口」が事業化しています。

今年度の取組みと進捗状況ですが、留学生誘致支援事業につきましては、引き続き今年度も大学コンソーシアムが行う留学生支援の取組みへの補助を行います。既に補助金の交付決定は済んでおり、各取組みに着手をされているところです。

また、右側の行政デジタル化推進事業も、引き続き、多言語対応などを含むデジタル技術活用による住民サービスの向上と業務効率化を目指す市町村に対して支援を行って参ります。

現在、業務委託の手続きを進めるとともに、支援を希望する市町村を募集しております。

【久原 健康福祉部長】

資料18ページになります。

まず、令和7年度の実績についてです。医療分野では、外国人の方が安心して医療機関を受診できるように、厚労省が運営している医療情報ネットナビを活用して、診療科目や外国語対応の可否などの情報発信、それから、熊本県の24時間多言語コールセンターなどにおいて受診時のコミュニケーションの支援に取り組んでいます。

昨年度は、JASM社員家族の医療機関受診の支援ということで、近隣の自治体と医療関係者が協議する場を設置して支援を実施しているところです。

介護分野では、ワンストップサイトの「ウェルカム！くまもと介護の扉」に、外国人材が活躍できる職場環境づくりに取り組んでいる事業所の事例を紹介する動画を掲載しております。

また、一般社団法人 KAIGO PRiDE と連携して、県内の介護現場で活躍している外国人の介護職員さんが、介護職の魅力だけでなく熊本の魅力なども母国語で語り合う動画を作成しています。

右側、外国人の介護職員の受入環境整備としては、日本語や介護技術などの学習支援、それから住居の確保支援、留学生に対する奨学金給付などに継続して取り組んでいます。

令和8年度 of 取り組みですが、まず、医療分野では、先ほど紹介した医療情報ネットやコールセンターの適切な運営・周知の継続、それから環境整備に引き続き取り組んで参ります。

また、自治体や地元医療関係者からの意向などをきめ細かに踏まえながら、外国人の医療機関受診について不安があるとか、少しこういうことを検討してほしいというような協議ができるような場の設置を支援して参ります。

それから、介護分野については、引き続き、ワンストップサイトや関係団体と連携して、事業所の好事例や介護職の魅力発信、それから外国人の受入環境整備を進めて参りますが、昨年作成した先ほどのPR動画を活用して、介護のみならず熊本の魅力を発信することで、熊本を選び、そして働き続けてもらう取り組みを進めて参ります。

【清田 環境生活部長】

資料19ページになりますが、中段、令和7年度の実績をご覧ください。

環境生活部では、外国人材との共生推進のため、主に外国人の方々に対する消費生活相談や交通安全対策、人権に関する県民に向けた啓発に取り組んでいます。

まず、左側の消費生活相談啓発事業についてです。県のホームページでのやさしい日本語での窓口案内のほか、認知度向上に向けた情報発信や外国人相談窓口等の情報共有会への参加など、相談窓口の案内を行っております。

次に、交通安全対策については、出身国との交通ルールの違いによる交通事故の発生が懸念されるため、他言語のDVD等の貸出や県ホームページ等を活用し、交通安全情報の発信を実施しております。

続いて、資料右側の外国人の人権に関する啓発事業については、生活習慣や文化の違い、地域住民の理解不足による偏見、差別といった課題に対し、研修や講座開催などの取り組みを実施しました。

また、「・」の3つ目、熊本ヴォルターズと連携した人権啓発事業では、外国人選手による人権教育を県内3つの中学校で開催し、約1,100名の生徒が参加しております。

次に、下段の令和8年度 of 取り組みをご覧ください。

引き続き、消費生活相談啓発事業や交通安全教育の推進、さらに企業や学校等での人権研修や啓発事業を継続的に展開することで、外国人の方々が熊本で安全・安心に生活

していただけるよう取り組んで参ります。

【篠田 商工労働部総括審議員】

資料20ページをお願いします。

まず、令和7年度の実績としまして、赤字の部分、外国人材地域共生推進事業費補助金につきましては、県内に事業所を有する監理団体・企業等が行う日本語能力向上研修に8社、また、地域の文化伝統行事の体験事業、日本人社員や地域住民との交流事業に4社に対して助成を行いました。

続きまして、右側の外国人材受入環境整備事業では、外国人向けの「くまもと方言ハンドブック」や受入環境向上のための企業内研修の教材を作成しました。

次に、外国人材定着支援事業として、日本人の知人づくりによる熊本への愛着醸成のため、日本人とともに参加する学習会やボランティア及び住民との交流会を開催しまして、外国人22人、日本人16人の参加がありました。

次に、令和8年度の取組みについてです。

外国人材受入体制整備モデル事業ですが、日本人も外国人も安全で安心して暮らせる共生社会の実現の観点から、国の関係機関との連携のもと、情報共有をしながら課題等に対応していくための体制づくりを進めているところです。

また、特定国との間で、来日前に職業訓練や、語学や日本のルールやマナー等に関する研修を受け、本県で技能や知識を習得の上、帰国に至るまでの過程における人材育成に双方で協力して取り組むこととしております。

次に、外国人材地域共生推進事業費補助金において、今年度から、日本語研修を実施する際、日本の風習、マナーを学ぶ研修に取り組むことを必須化しております。

また、「連携“絆”特区」外国人材就労促進事業につきましては、国家戦略特区制度を活用した半導体、IT分野の外国人材の在留資格審査期間の短縮のため、経営状態の事前確認を実施しております。

さらに、家事支援サービスの充実による子育て世代の仕事と育児の両立を図るため、国の機関と県で構成する第三者管理協議会を運営することとしております。現在、1社から確認申請が出されており、事業を適正に実施するための基準を満たしているかどうかの審査を行っているところです。

最後に、外国人材受入企業支援事業につきましては、従来の相談対応に加えまして、訪問型の支援や「雇用の手引き」の更新等による育成就労制度への円滑な移行支援を実施しております。

【川寄 観光文化政策審議監】

資料21ページになります。

令和7年度は、左側、観光産業復興による雇用創出事業において、求職者の県内定着を目的に観光関連産業合同就職フェアを実施しており、本フェアにおいて、専門学校などと連携することで県内の企業と外国人材とのマッチングの機会を創出しております。

また、外国人材の受入れなどの課題を含む観光事業者が抱える問題解決のため、コンサルティングも実施しているところです。

次に、右側です。外国人観光客の受入環境整備事業について御説明します。

在住する外国人の方々を含め、本県を訪れる外国人の方が快適かつ安心して観光できる環境づくりの一環として、観光公式サイトなどの多言語化を進めております。

また、ウェブサイトや SNS などによるデジタル発信に加え、多言語対応の観光案内標識の設置や観光パンフレットの作成もしております。

また、記載しておりませんが、24時間多言語コールセンターを設置し、外国人観光客と宿泊施設や病院などの県内対象施設との円滑なコミュニケーションもサポートしております。

令和8年度の取組みですが、今後、外国人材を雇用する事業者が増加していくと考えられることから、県内事業者と外国人材とのマッチング機会の創出や、外国人雇用や受入に係る事業者向けの相談対応に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

併せて、本県を訪れる、もしくは在住する外国人の方々が快適かつ安心して観光できる受入環境整備についても実施して参ります。

【深川 農林水産部長】

資料22ページになります。

農林水産部では、農業、林業に従事する外国人材の確保、育成に向けた支援を実施しているところです。

まず、令和7年度の取組み実績ですが、農業外国人材確保・育成事業で、熊本の農業、文化を知ってもらう取組みや、特定技能2号への移行などのスキルアップ支援を県内全域の外国人を対象に実施したところです。

右側に赤字で取組みを2つ記載しております。

1つ目が、令和8年2月に新たにジャカルタなどを訪問いたしまして、インドネシア人材の現状や課題調査を行ったところです。

さらに、下の方ですけれども、新たな取組みとして、林業分野における外国人材雇用に関する情報収集として、認定事業体に対して雇用に関するアンケートを実施しました。

外国人材の雇用に関心ありと回答した21事業者に対しましては、個別ヒアリングを行ってニーズを把握したところです。

次に、令和8年度の取組みです。農業外国人材確保・育成事業では、引き続き、外国人材に選ばれる熊本・農業現場の実現に向け、新たに監理団体向けに適切な受入に関する研修会を実施していきたいと考えております。

また、林業技能向上促進事業では、林業技能検定試験について、今年度より受験料支援の対象を外国人の方々にも拡大するという事で、外国人材の確保、育成の取組みを進めていくこととしています。

【奥山 土木部長】

資料23ページになります。

土木部では、外国人材との共生の取組みとして、住宅確保の支援と建設産業の働き方改革・人材育成支援事業を進めております。

住宅の確保について、住宅セーフティネット法に基づく取組みとして、外国人や高齢者など住宅の確保に配慮が必要な方に対し、入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進しています。

昨年度は、その賃貸住宅の登録件数が202戸増えております。

また、外国人を対象とした入居支援を行う2法人が増えております。

さらに、行政や関係団体で構成する居住支援協議会が今年4月に新たに発足し、計4協議会となるなど、住宅確保のための相談やサポート体制が強化されているところです。

次に、空き家活用促進モデル事業について、空き家対策に取り組む市町村を支援しており、昨年度、民間事業者が空き家を外国人労働者向けのシェアハウスに改修するといった具体的な相談があっており、その事業に対する補助を検討しているところです。

次に、外国人材受入の取組みについてですが、建設業の企業向けに外国人材確保のための支援メニューを準備しており、昨年度は、これらの周知に加え、建設業関係団体との意見交換を行うとともに、企業や技能実習生等から直接話を伺うなど、現状や課題の把握に努めているところでございます。

今年度も引き続き、企業に対する支援メニューの周知を図るとともに、意見交換会を踏まえた支援内容の拡充等を検討し、建設業界における外国人材の受け入れ促進に取り組ん

で参ります。

【越猪 教育長】

資料24ページをご覧ください。

教育庁では、外国籍の子どもたちが安心して学び、円滑に学校生活を送ることができる環境整備に取り組んでおります。

まず、公立小中学校における取組みです。日本語指導が必要な児童生徒への支援体制を充実するため、日本語指導モデル地域事業を実施しております。

大津町をモデル地域に指定し、大津町教育委員会と関係学校が連携して、日本語指導や受入れ体制の充実に向けた取組みを推進しております。

令和7年度は、教職員向け研修会の実施や保護者向けリーフレットの作成などを実施し、令和8年度は、受入れマニュアルの作成・活用や、保護者向けリーフレットの活用などを進めて参ります。

次に、県立学校における取組みです。

外国人生徒受入支援事業では、TSMC関連の外国人生徒を受け入れている熊本北高校に通訳を配置しております。

令和7年度は、外国人生徒2名に対して日本語支援を行い、授業内容の理解や進路実現につなげるとともに、教職員や他の生徒との円滑な意思疎通を支援し、良好な教育環境の整備につながりました。

令和8年度も引き続き通訳による日本語支援を実施するとともに、新たな支援ニーズが生じた場合には適宜対応して参ります。

【佐藤 警察本部長】

資料25ページをお願いします。

令和7年度における警察本部の取組みとしましては、資料にありますとおり、外国人向けに防犯、交通安全等に関するチラシや行政関係の文書を翻訳する場面が増加しておりますことを踏まえて、迅速かつ正確に外国語版に翻訳できるよう、英語やベトナム語など翻訳機会の多い20言語に対応したテキスト翻訳システムを整備し、翻訳業務の効率化に取り組みました。

また、外国運転免許から日本の運転免許への切り替え、いわゆる外免切替えの手続きが増加していることを踏まえ、運転免許センターに音声翻訳機2台を整備し、来訪者との対話の円滑化を図る取組みを推進しております。

令和8年度の取組みとしては、引き続き、県警から発信する情報の多言語化や資機材を活用したコミュニケーションの円滑化を推進するほか、オンラインによる運転免許更新時講習で使用する講習動画につきまして、日本語に不慣れな外国人の方々を含めて、より一層日本の交通ルールへの理解を深めていただけるよう、内容の充実や翻訳の正確性向上を図って参ります。

また、外国人の方々が集まる各種イベントの機会を活用した交通安全キャンペーンの実施など、外国人材との共生に寄与する治安対策を推進して参ります。

【司会】

ありがとうございました。

資料26、27ページをご覧ください。ここには、各部の資料に掲載されている令和7年度及び令和8年度の主な取組を、課題ごとにとりまとめたものになります。

新規・拡充事業が分かるよう整理しており、令和7年度は、多言語対応や市町村支援、教材作成・交流支援など外国人材の“地域での円滑な生活支援”を図る事業が、令和8年度は、日本語学習環境整備やルール、マナーの理解促進など“適正な受入れ”に向けた事

業が主な新規・拡充事業となっています。

続きまして、前回の推進本部会議に引き続き、各市町村の多文化共生に係る取組事例を収集して整理しましたので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料28、29ページをご覧ください。

この推進本部会議の下部組織である「多文化共生推進幹事会」で収集した、市町村の多文化共生に係る取組事例です。

この幹事会には、希望する市町村にオブザーバーとして参加していただき、多文化共生に係る取組みを情報提供いただいております。

参加を希望する市町村は、令和6年9月の発足時には18市町村でしたが、昨年度の第1回の幹事会では35市町村、今年度の幹事会では43市町村と着実に増加しています。これは、多文化共生に対する市町村の意識や関心が一層高まっていることの表れと考えています。

各事業の後ろに記載している()の中は取組市町村の数で、増加したものは赤で示しています。

また、この表からも分かりますとおり、多文化共生推進に係る各種取組みが市町村においても着実に広がっている状況が伺えます。

いくつか事例を御紹介させていただきます。

まず、行政手続きに関する取組みが最も多く、翻訳機等のツールを活用した窓口での多言語対応、ゴミ出しをはじめとした生活ルール等の行政情報を多言語で発信する取組みなど、全体の3分の1以上の市町村が実施しています。

また、行政サービスやコミュニケーションの向上に向け、教職員を含む職員向けの「やさしい日本語」講座の実施が広がっています。

さらに、教育、保育の分野では、外国にルーツを持つ子どもへの支援が増加している他、特に台湾が該当しますが、友好交流協定先とのオンライン交流、ホームステイ、スポーツ交流などの国際交流の取組みも活発化しています。

地域によって状況には差があるものの、今後も外国人住民の増加が見込まれ、いずれの市町村も様々なレベルでの対応が必要になるものと考えております。

このため、幹事会を通じて、国の動き、県の動き、各市町村の取組み状況等を共有し、現場の課題や実態を把握しながら、施策の展開につなげていきたいと考えています。

また、本日は、この後、国際政策相談役から活動状況を御報告いただきますが、「KUMAMOTO KURASU(くまもとくらす)」との連携も重要と考えています。

同団体は、産学官や外国人コミュニティ等で構成され、多文化共生の推進に取り組まれている任意団体であり、行政と民間のパイプ役として、地域と外国人住民をつなぐ重要な役割を担っていただいております。

県や市町村等が同団体と連携を強化することで、取組みの幅がさらに広がるものと期待しています。

このため、幹事会においても、同団体の取組み内容を共有したところです。

【司会】

次に、「(3)熊本県外国人材との共生推進アクションプランについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。

昨年度の2回目の推進本部において、「アクションプランの素案」について御報告しまし

た。その後、各部局や関係機関に御協力をいただき、3月末に取りまとめ、県のホームページで公表しております。

まず、30ページの第1章は、アクションプランの概要です。

趣旨としては、日本人も外国人も安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、県の取組みや今後の方向性が見える化することで、外国人材との共生に係る課題に対応していくこととしています。

位置付けとしては、「多文化共生社会の実現」や「外国人材の受入環境整備」について、県(推進本部)の取組みをまとめたもので、計画期間は令和9年度末までとしています。

30ページ中段以降は、第2章「現状と課題」です。

全国及び熊本県における現役世代人口の減少と在留外国人数の増加の状況をグラフで示しています。そして、その横には、国及び県の最近の動向を整理しています。

31ページ、32ページの外国人に関するデータについては、先ほど最新の状況を御報告しましたので、ここでは説明を省略いたします。

33、34ページでは、外国人・市町村・企業・県民、それぞれの立場における「現状・課題」をまとめています。

33ページ上段では、県の外国人サポートセンターと市町村の窓口、相談窓口における相談内容の違いを示しています。右側のグラフにあるとおり、県では入管手続きが最も多く、左側のグラフでは、市町村の窓口において手続き一般や出産子育て等の相談が多いことが読み取れます。

34ページ上段には「県民アンケート」の結果を掲載しています。「外国人とともに地域で生活する社会を望ましくない」と回答した県民の割合が年々増加していることが伺えます。

また、中段以降で、外国人には「制度の壁」、「言葉の壁」、「心の壁」の3つの壁があり、日本人と外国人とで摩擦が生じやすい現状にあることに触れ、外国人と日本人が相互に理解を深め、ともに輝ける社会の実現が求められていることを掲載しています。

35ページ以降は、「取組みの方向性」として、「誰もが安全・安心に暮らせること」と「持続可能な発展を日本人と外国人が共創して進める」この2点を掲げています。そして、その実現に向け、「多文化共生の推進」と「外国人材の受入環境整備」を柱とする主な取組みを整理しています。

施策の体系として、「多文化共生の推進」は、「ともに輝ける共創社会の実現」、「安全・安心の環境づくり」、「熊本県で暮らすための支援」の3つを、「外国人材の受入環境整備」は、「外国人材から選ばれる」、「熊本で活躍する」、「熊本と繋がり続ける」の3つを主な方向性として、36ページ以降に具体施策の項目を記載しています。

具体施策の中には、現在取り組んでいるものに加え、今後充実・強化していく施策も記載しています。

36から38ページの「多文化共生の推進」では、相互交流の促進、日本語教室の環境整備、防災、防犯、交通ルールの啓発、やさしい日本語の普及などの施策を展開していくことを記載しています。

39から40ページの「外国人材の受入環境整備」では、外国人材の確保支援、円滑な受入れに向けた企業、職場・生活環境の整備、キャリアアップ支援、定着に向けた環境整備などの施策を進めることを記載しています。

41ページには、施策の実施期間を矢印で示し、右側に到達イメージを例示しています。

また、下段には推進体制を記載しており、本庁各課を中心に必要な施策を講じるとともに、国や市町村、企業、KUMAMOTO KURASU、外国人コミュニティ等と連携し、課題や優良事例を収集しながら推進本部会で展開していくこととしております。

【司会】

次に、「(4)外国人材の受入れに係る企業等の動向について」、事務局から説明をお願い

いします。

【事務局】

商工政策課です。42ページ、資料3をお願いします。

4月に実施しました外国人材の受入れに係る企業等の動向についての調査について御説明します。

労働力人口の減少が進む中、外国人材は県内各産業の貴重な担い手となっております。

こうした中、県内企業が今後どのような業種でどれほどの外国人材を必要としているのか、その動向を把握するために、県内の監理団体及び登録支援機関を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象は、県内の事業所に就労する技能実習生（来年度以降は育成就労も含めます）、そして特定技能外国人としております。

調査では、現在の外国人材の受入人数と、今後3年間、令和8年度から令和10年の3年間の新規受入見込数について伺っております。

今回の調査は、先ほど申し上げました、県内事業所を有する監理団体と登録支援機関182団体を対象とし、うち70団体、約4割から回答を得ております。

調査の結果ですが、県内事業所では、この3年間で技能実習、特定技能を合わせて3,973人を新規に受け入れる見込みであることが判明しております。

産業別では、農業が最多の1,548人、次いで建設業524人、飲食料品製造業241人となっております。

国籍別では、インドネシアが最多の1,612人、次いでベトナム1,007人、カンボジアが439人という結果でございました。

これらの結果から、国内人材の確保、育成やDX等による省力化を進めてもなお、本県の様々な分野において引き続き一定規模で外国人材のニーズが確認されたと受け止めております。

なお、このデータにつきましては、先の6月議会における一般質問で、知事の方から答弁をいたしておりますが、その答弁後にSNS上では、熊本県が約4,000人の外国人材の受入れ方針を示したといったような誤った情報も確認されておまして、当課にも同様の意見が寄せられております。

改めてではございますが、本調査は県内の需要等を把握したものであり、県として受入人数を定め方針を示したものではありません。その点について、ご説明をさせていただきます。

今後も、県民の皆様に対しまして正確な情報発信に努めて参ります。

【司会】

次に、(5)の議題に移ります。

ここで、4月1日付で国際政策相談役にご就任されました小林相談役より、御挨拶及び御報告を頂戴いたします。

相談役には、国際協力分野における専門的な知見を基に、本県の多文化共生施策等に対して御助言をいただいております。

本日は、就任にあたっての御挨拶に続き、本日の会議に対する所感、そして「KUMAMOTO KURASU(くまもとくらす)」の活動状況等についてお話しいただきます。

同団体は官民が協働で多文化共生を進めるプラットフォームで、相談役の専門領域と密接に関わるものです。本日は、相談役の立場から、活動の状況や今後の方向性について御紹介いただきます。それでは、小林相談役、よろしくお願いします。

【国際政策相談役】

ただいま御紹介いただきました、国際政策相談役を拝命いたしました小林でございます。
この会議は初めての出席となります。よろしくお願いいたします。

KUMAMOTO KURASU は、事務局からも紹介がありましたが、本県の選ばれる熊本という政策と密接に連携をしており、豊かな多文化共生社会の実現を民間の立場から推進していくために令和5年10月に設立したプラットフォームでございます。

県内で外国人材の受入れ、多文化共生に関係する様々な企業、団体、個人、学識経験者等で構成する任意団体でございます。現在、メンバーは団体・個人合わせて100を超えました。

先週、6月16日に今年度の総会を開催いたしまして、役員の改選を行いました。代表に長年外国人材の受入れに従事しているGMT協同組合の島巻氏、副代表に熊本大学大学院人文科学研究部助教で熊本ネパール人協会の顧問でいらっしゃるデブコタ・ハリ氏に就任をいただきました。私自身も、KUMAMOTO KURASU と本県とのつなぎ役として理事を拝命しております。

令和7年度も様々な分野・領域において活動を展開しております。

教育分野では、外国籍の生徒を教える教員向け教材づくりの支援、防災分野では定期的に開催している外国住民と「つながる交流会」を通じた防災啓発活動、また、企業向けに労働法と外国人、あるいは衛生管理、やさしい日本語などのオンラインセミナーを開催しております。こういった活動を評価いただきまして、昨年度、熊本SDGSアワード未来づくり部門において入賞することができました。

今年度は、昨年度実施したオンラインセミナーをコンテンツ化し、ポッドキャストを通じて、希望者に配信するなど、多文化共生社会の実現につながる活動を積み重ねていきたいと考えております。

加えて、外国人材の受入れについては、JICAがILO（国際労働機関）やRBA（Responsible Business Alliance、国際的なグローバルサプライチェーンでの労働者の人権を改善していく活動を行っている国際機関）の協力を得て制度設計し、一般財団法人JP-MIRAIが運用している民間主導の取組みであるFERIを推進していきたいと考えております。

FERIは、Fair and Ethical Recruitment Initiative、公正で倫理的なリクルートイニシアチブを意味しており、外国人労働者の来日前の採用に係る費用を、優良な人材を確保するために必要なコスト、そして国際社会から批判的にもなっている債務労働を防止するためのコストと捉えています。

送出国・受入国が双方で連携し、このFERIに取り組むことで、本県を選んで来日する外国人労働者の債務負担を軽減し、本県が引き続き外国人材から選ばれ、育成就労制度の導入などの制度改定後も外国人材の他県への流出を防止し、本県への定着につながると考えております。新しい取組みではありますが、徐々に理解を深めていきたいと考えております。

【司会】

ありがとうございました。では、次第「4 意見交換」に入りたいと思います。御意見、御質問はございませんか。

【国際政策相談役】

今回、初めて本部会議に出席させていただきました。県庁は大きな組織ですので、ファクトを定期的に共有し、各部署で取組みを共有するということは、大変意義のあることだということが分かりました。

外国人と一括りにしても、農家に働きに来ている技能実習生、ものづくりの現場の担い手、

学生、インバウンドの旅行者であったりするわけで、究極的に言えばコミュニケーションの改善ということだと思いますが、様々な属性の外国人の方にコミュニケーションの改善を図っていくということが大変重要であると考えています。

私は4月に熊本に来たばかりで、当初バスの乗車時のタッチ決済のやり方が分からず、戸惑いました。先日もバスに乗ったところ、おそらくインドネシアの方だと思いますが、4人ぐらい若者がバスに乗車した際、最後の一人のタッチ決済がうまくいきませんでした。どうしようかと思っていたところ、70歳を超えていると思われる高齢のご婦人が、その若者に声をかけ、「降りる時に、このバス停から乗ったと言うといいよ」と、手元のスマートフォンで調べた情報を教えている場面に出くわしました。

後から、自分も声をかけてあげればよかったなと思いました。多文化共生とはこういうことなのかなと感じました。熊本でこういうことが当たり前になれば、多文化共生が実現するのではないかと感じた次第であります。

【司会】

ありがとうございました。それでは、亀崎副知事からご意見をいただきたいと思います。

【亀崎副知事】

今年度の取組みについて、皆さん、御説明をありがとうございました。

まず、資料の5ページ、外国人労働者数の推移のところ、前年比の12.3パーセントの増加と、まさに数字のとおり、県内の外国人労働者数の増加が続いている状況です。

31ページに「県内各市町村の外国人住民の割合」という図がありますが、外国人の方々は、県の産業や地域を支える担い手として本当に欠かせない存在だと認識しております。

そういった中、12ページに「技能実習生の転出の状況」という資料がございました。

特定技能1号へ移行する際に、実に744人の転出超過が生じているということで、全国ワースト5位という厳しい状況にあります。

熊本で経験を積んだ方々が他県へ流出しているということで、これはやはり1つの課題ではないかと思えます。

説明の中にもありましたように、熊本と大都市圏の賃金格差など、やむを得ない面もあると思いますが、そのような中でも熊本に残ってもらえる、あるいは熊本が選ばれる地域となるように何ができるのか、しっかり考えていただきたいと思います。

また、単に賃金だけでなく、3つの壁という話もありました。先ほど小林相談役からお話しいただいたバスの事例にもありましたように、熊本が本当に住みやすい、あるいは居心地がいい、そう感じてもらえる環境面での工夫や改善も大事なことだと思います。

また、28ページから市町村の取組事例が記載されていますが、幹事会のオブザーバー数が43まで増えているということ、取組事例も着実に増えているということでございます。多文化共生の推進は市町村との連携が極めて大事だと思いますので、今後ともしっかり連携しながら進めていただきたいと思います。

【司会】

最後に、木村知事からまとめの御発言をお願いします。

【木村知事】

今、小林相談役から非常に象徴的なお話をいただきました。私どもも、「多文化共生」と「外国人材の受入環境整備」を推進していくという思いを強くしたところです。

この推進本部の幹事会においてほぼ全ての市町村がオブザーバーとして参画し、連携が進んでいるということを楽しんでいます。

今回の6月県議会で、外国人材のニーズが熊本県内に様々にある一方で、県民の皆様

の中には外国人労働者の活用に不安の声があるということから、突き放すのではなく、逆に包摂していかないと、対立や双方の不満が溜まってしまうことになります。十分な受入れ基盤を作っていくことこそが県民の不安の声にも応えていくことであり、単なる労働者の確保にとどまらず、外国人材の出身地域と熊本の双方の発展や友好関係の構築に資する「人材育成の相互協力」を今後進めていく決意を答弁したところです。

ぜひその意識は、全ての部局の皆さんにおいて改めて認識してください。やはり、日本人も外国人も安全・安心に暮らしていける共生社会の実現が欠かせません。

また、来日前の研修から帰国まで一貫した人材育成を行う今年度からの取組の中で、外国人の方々が例えば日本のごみ出しのルールやマナーを理解し、地域の一員として生活していくことを支援していきたいと考えています。そして、帰国後は、両地域の発展や友好関係、ビジネス上の関係の構築につながるような人材育成を行うことも含めて取組みを進め、誰もが安全・安心に暮らしていける熊本を実現していきたいと思います。

今年度も、県庁全体を挙げて多様な人材が個性の力を発揮できるよう環境を整え、その活力を熊本の発展につなげていきましょう。

【司会】

ありがとうございました。それでは、これもちまして、令和8年度第1回熊本県外国人材との共生推進本部会議を終了いたします。